

議案第 6 号

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

産業競争力強化法の一部改正に伴い、引用している同法の条項にずれが生じたことから、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 創業者 産競法<u>第2条第32項</u><u>各号</u>に規定する者をいう。 （3）から（8）まで 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 創業者 産競法<u>第2条第31項</u><u>各号</u>に規定する者をいう。 （3）から（8）まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。